

青梅市有料自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

東青梅駅周辺の放置自転車等対策事業として実施していた東青梅駅南口自転車等駐車場にかかる土地の無償貸付けを解除したことに伴い、当該駐車場を市営の有料自転車等駐車場として設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市有料自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

青梅市有料自転車等駐車場条例（平成 2 4 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

東青梅駅南口自転車等駐車場	東京都青梅市東青梅 1 丁目 6 番地の 8
---------------	------------------------

別表第 2 に次のように加える。

東青梅駅南口自転車等駐車場	定期利用	自転車 1, 8 0 0 円
		原動機付自転車 2, 7 0 0 円
		普通自動二輪車（総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下のもの） 2, 7 0 0 円
		普通自動二輪車（総排気量が 0. 1 2 5 リットルを超え、0. 2 5 リットル以下

	のもの) 3,200円
一時利用	自転車 150円 原動機付自転車 250円 普通自動二輪車(総排気量が0.125 リットル以下のもの) 250円

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。